

○緒嶋雅晃議員 次は、山口哲雄議員。

○山口哲雄議員〔登壇〕（拍手） 平成13年 6 月定例議会一般質問最終日の、さらに最終質問であります。質問の一部を取り下げましたが、それでも広範囲にわたる内容となっていました。御理解を賜り、おつき合いのほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは、質問に入ります。

「動物の愛護及び管理に関する法律」の制定を受け、本県における動物愛護の実情と、人と動物の共生のあり方につきまして、福祉保健部長を初め関係します各部長にお尋ねをいたします。

北海道の札幌市などで、猫の尾が切られ、耳がそがれ、4本の足が切られ、果ては逆さにつるされるなど、10数件を超える動物虐待事件が連続して起きています。県内でも類似の事件が報告されています。動物へ向けられる虐待や猟銃のやいばが、今後、人間に向かわないとは決して言い切れません。一方では、3匹の猟犬が足の不自由なお年寄りを襲い、死亡させる事件も耳新しいところです。

さて、昨年12月、「動物の愛護及び管理に関する法律」——以下、動物愛護法と称します——が施行されました。この以前の法律は、昭和48年に制定されました「動物の保護及び管理に関する法律」ですが、単に「保護」が「愛護」に変更されただけではなく、その内容も時代の要請を受け大きく変わりました。動物愛護

法の趣旨は、次の4点に集約をされます。1、命ある動物を虐待から守り、適正な環境で飼育する愛護精神の普及啓発、2、人と動物の共生社会の実現への配慮、3、動物愛護が生命尊重・友愛及び平和の情操の涵養に資すること、4、動物所有者の資務や、動物取扱業の届け出等の経営環境の整備、などであります。また、違反者への罰則も大変厳しくなりました。少子・高齢化が進み、家族の一員としての位置づけや、またストレス社会を背景にして、ペットに心の安らぎや「いやし」を求める人も少なくない中で、人と動物の共生社会の配慮に対し、県としても、これまでの諸施策を整理・見直しする必要があると考え、質問を行うものであります。

まず、本庁や出先の庁舎等屋内施設、屋外施設、公園など、県有施設のすべてに盲導犬、聴導犬、介助犬等は自由に立ち入りができると判断してよいのか、また、犬・猫・ウサギ・鳥などペットの持ち込みは認められているのか、総務部長、企画調整部長、福祉保健部長、土木部長、教育長、警察本部長にそれぞれお尋ねをいたします。

また、人が多く集まりやすいホテル・レストラン・劇場・アミューズメント施設・遊園地など民間施設に対して、県は法の精神遵守を求める立場にあるのか、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

次に、都市基盤整備公団は、今後新たに建設するマンションなど一部の賃貸住宅で、ペットの飼育を容認するようであります。ペット飼育を禁止しても隠れて飼う例が後を絶たないため、ルールを決めた方がトラブルも少なく済むとの判断に立ったものと思われます。本県の公営集合住宅の場合は、「宮崎県営住宅の設置

及び管理に関する条例」の第23条「迷惑行為の禁止」で、また、その規則第5条「入居手続期間等」の誓約書を交わす時点で、犬・猫・ハト等の種類を限定し、飼育できないことになっています。これらの法的根拠を伺いますとともに、今後は、一律全面禁止にするのではなく、例えば地域や場所・棟を指定して一部を開放するなど、これまでの取り決め事項を見直す考えはないのか、土木部長にお尋ねをいたします。

次に、本県の飼い犬と野犬及び猫の実態につきまして、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

まず、飼い犬は何頭いると把握をされているのでしょうか。狂犬病予防注射は毎年必要ですが、登録は1回きりですから、実数にはかなりの差を生じているものと考えます。そこらを踏まえ御報告ください。

環境省の全国統計では、引き取られ処分される年間頭数は、平成11年度の数値で、犬約14万5,000頭、猫約27万6,000頭、厚生労働省の全国統計で、捕獲され処分される犬の年間頭数は、約15万頭となっています。本県の場合、野犬は毎年何頭ほど捕獲し、また、飼えなくなった犬や猫をどれほど引き取り、どのように処分されているのでしょうか。その傾向もお聞かせください。

ところで、捕獲された犬は、宮崎県犬取締条例第9条5によれば、2日間の公示期間が必要となっていますので、3～4日すれば処分される、はかない運命にあります。しかし、全国初と言われる動物愛護・啓発施設を誕生させた栃木県を初め、兵庫・滋賀・長野などは、公示後いきなり殺処分するのではなく、月2回の「譲渡会」を開催し里親探しを行うなど、生命尊重の立場や動物愛護の面でも実績を上げていま

す。また、譲渡犬として引き取られる前に、健康診断を行い、さらに避妊・去勢手術まで施す県もあります。したがって、**本県のように公示後即処分という安易な措置は、動物愛護の立場からは容認しがたく、可能な限り抑留日数を延長し、この間に、動物愛護団体への情報提供や、ホームページやインターネットを活用した里親探しをすべきだと考えます。趣旨は幾分異なりますが、警察署に届けられる迷い犬は14日間保管し、飼い主や引き取り手を待ち、その後保健所に移管されます。措置方法の改善方を強く求め、部長の御見解をお伺いいたします。**

次に、愛護法第8条では、動物取扱業の届け出が義務づけられました。その実態をお示ください。

また、第21条では動物愛護推進員を委嘱することができるとなっており、さらに第22条におきましては、そのための協議会を組織できるようですが、実態をお聞かせください。

この際、確認のために伺いますが、「宮崎県危険な動物の飼養及び保管に関する条例」では、ライオン・トラ・ワニなどの指定された危険な動物を飼養し保管しようとする者は、あらかじめ知事の許可が必要であります。どれほどの種類が何頭ほど許可されているのでしょうか、お尋ねをいたします。

6月26日(火)

必要不可欠なものでございますので、その立ち入りは認めております。また、ペットにつきましては、施設の衛生上・安全上の面から、施設への持ち込みをお断りしている場合もございます。

次に、民間施設に対して法の精神を求めることについてであります。盲導犬は、飲食店・旅館等への入店について関係者の理解が得られるよう、厚生労働省からも通知が出されておりますが、県においても、盲導犬貸与事業を昭和63年から進めており、一般への理解も進んできているものと考えております。他の動物については、それぞれの業種の営業上の特殊性もありますので、営業者の判断によるものと考えております。

次に、飼い犬の頭数であります。犬は、狂犬病予防法により、飼い主が生涯1回の登録を行い、死亡した場合には死亡を届け出るようになっております。平成12年度末現在で、県内の犬の登録頭数は6万4,381頭となっております。しかし、登録されていない犬や死亡届が出ていないケースがありますので、多少の増減はあるものと考えております。県といたしましては、登録や死亡届が適切に行われるよう、市町村を通して広報・啓発を図っているところであります。

次に、野犬や飼いなくなった犬・猫の捕獲・引き取り頭数についてであります。県におきましては、捕獲した犬や飼いなくなった犬・猫は、狂犬病予防法、宮崎県犬取締条例、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき対応しております。中核市である宮崎市を除く、平成12年度の犬の捕獲頭数は2,862頭であり、引き取り頭数は、犬が2,925頭、猫が2,686頭となっております。このうち、飼

○福祉保健部長（黒木行洋君）〔登壇〕 答えいたします。

動物愛護に関する一連のお尋ねであります。

初めに、福祉保健部所管の庁舎等への動物の立ち入り及び持ち込みについてであります。盲導犬等の施設への立ち入りは、障害者の皆様の

平成13年6月26日(火)

い主に返還した犬は155頭、第三者にあっせんした犬は216頭であり、それ以外については安楽死をさせております。

次に、動物の譲渡及びあっせんについてであります。県におきましては、年一回開催している「愛犬まつり」や、保健所単位で開催している動物愛護行事の中で「譲渡会」を実施し、民間主催のものについても後援しているところがあります。さらに今年度から、処分される犬を少しでも減らすために、インターネットによる飼い主探しを行うこととしております。

次に、犬・猫の措置についてであります。県では、狂犬病予防法及び宮崎県犬取締条例に基づき、捕獲・抑留した犬については2日間公示した後、また、飼い主から持ち込まれた犬・猫の場合はその後に措置することとしております。抑留期間を延長するなどの措置の変更につきましては、捕獲・引き取りされる頭数や、現在の施設の収容能力等を考慮しますと、現状では困難であると考えております。

次に、動物取扱業の届け出についてであります。「動物の愛護及び管理に関する法律」により、取扱業者は施設ごとに知事に届け出義務が課せられております。県内の届け出件数は、平成12年度末現在84施設となっております。

次に、動物愛護推進員等についてであります。法においては、動物愛護の普及啓発の推進、特に避妊・去勢についての助言等を進めるため、民間の獣医師等を知事が「動物愛護推進員」に委嘱し、また、この推進員の委嘱の推進や活動の支援などのために、関係団体等との協議会を設置できると規定されております。これらは新たに導入された制度であります。現在、全国2つの県でモデル事業が実施されており、その成果を踏まえて、活動マニュアルが今

後示されると聞いております。本県においては、こうした国の動向を見きわめながら取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、危険な動物の許可についてであります。「宮崎県危険な動物の飼養及び保管に関する条例」により、現在、個人でインドニシキヘビを2匹、ペットショップで、インドニシキヘビ1匹、ワニ1匹、中型の猿1頭の飼育を許可しております。以上であります。〔降壇〕